

EBサービス利用手数料等に関する覚書

(以下「甲」という)が株式会社北九州銀行(以下「乙」という)あて 年 月 日付にて差入れた下記サービスの利用申込書および関係規定・関係条項にもとづき、該当するサービスの手数料等について下記のとおり覚書を締結する。

記

1. サービス名称

サービス名称	関係規定	関係条項
☐ パソコンサービス (VALUX)	パソコンサービス (VALUX サービス) 利用規定	第 7 条
☐ パソコンサービス (VALUX) 以外	パソコンサービス規定	第 6 条
☐ 専用機サービス	専用機サービス規定	第 6 条
☐ コンピュータサービス (AnserDATAPORT)	コンピュータサービス (AnserDATAPORT) 利用規定	第 5 条

(注) 該当するサービス名称にチェック

2. 利用手数料等

(1) 契約料 _____ 円

(2) 基本手数料 月額 _____ 円

(3) 従量手数料

①照会サービス (標準サービス: データ伝送) 利用手数料

月間 1,000 件未満の場合 月額 _____ 円

月間 1,000 件以上の場合 月額 _____ 円

②振込振替サービス振込手数料

乙所定の振込手数料

③データエントリーサービス (コンピュータサービス (AnserDATAPORT) の場合)

1 件につき _____ 円

なお、上記手数料金額には消費税は含まないものとし、甲は、手数料合計額と乙所定の計算方法により算出した消費税額との合計額を支払うものとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 (住 所)

(会社名)

乙

E Bサービス利用手数料等に関する覚書

(以下「甲」という)が株式会社北九州銀行(以下「乙」という)あて 年 月 日付にて差入れた下記サービスの利用申込書および関係規定・関係条項にもとづき、該当するサービスの手数料等について下記のとおり覚書を締結する。

記

1. サービス名称

サービス名称	関係規定	関係条項
☐ パソコンサービス (VALUX)	パソコンサービス (VALUX サービス) 利用規定	第 7 条
☐ パソコンサービス (VALUX) 以外	パソコンサービス規定	第 6 条
☐ 専用機サービス	専用機サービス規定	第 6 条
☐ コンピュータサービス (AnserDATAPORT)	コンピュータサービス (AnserDATAPORT) 利用規定	第 5 条

(注) 該当するサービス名称にチェック

2. 利用手数料等

(1) 契約料 円

(2) 基本手数料 月額 円

(3) 従量手数料

①照会サービス (標準サービス: データ伝送) 利用手数料

月間 1,000 件未満の場合 月額 円

月間 1,000 件以上の場合 月額 円

②振込振替サービス振込手数料

乙所定の振込手数料

③データエントリーサービス (コンピュータサービス (AnserDATAPORT) の場合)

1 件につき 円

なお、上記手数料金額には消費税は含まないものとし、甲は、手数料合計額と乙所定の計算方法により算出した消費税額との合計額を支払うものとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 (住 所)

(会社名)

乙

(銀行使用欄)

* (写) を一部 F B センターへ送付する。
YK00373 (2022. 8 改)

検 閲	印鑑照合